

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3628) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年3月10日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する。</p> <p>【現状】 投資助言・代理業以外の金融商品取引業には、その登録拒否事由に人的構成要件が規定されている一方、投資助言・代理業の登録拒否事由には規定されていない。</p> <p>【問題点】 近時、投資助言・代理業者について、多数の法令違反事例や不適切事例が認められ、投資者の利益が侵害される悪質な事例も発生している。これらの発生原因として、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如などにより、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められている。改正を行わない場合、基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如している不適切な業者の参入が継続し、投資者の利益が侵害される事例が発生し続けるものと考えられる。 また、政府全体の取組みとして、許認可等の付与にあたり、業の主体から反社会的勢力を排除する対策の充実が求められているところであるが、改正を行わない場合には、こうした者の参入を許すおそれがある。</p> <p>【目的及び必要性】 問題のある業者に対しては、業務停止命令や登録取消処分等の行政処分によって事後的に行政対応を行うことは可能である。しかしながら、こうした行政対応では、投資者被害の発生を未然に防止することができないため、参入段階で業務を適切に遂行するに足りる役職員の確保がされていない場合には、登録を拒否できるようにする必要がある。また、参入段階で、反社会的勢力の介在についてチェックを行い、不適切な場合に登録を拒否できるようにする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第29条の4第1項第1号二、第33条の5第1項
想定される代替案	投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加せず、投資助言・代理業を行う主任者の資格試験制度を導入し、当該主任者の事務所への配置を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	投資助言・代理業の登録を行おうとする者は、法令の知識のある役職員を確保するなど、人的構成要件を満たすための費用が発生する。	投資助言・代理業者には、主任者資格試験に合格した者を確保するための費用が発生する。また、試験の実施を自主規制機関に委ねる場合には、当該機関において、資格試験実施のための費用や登録講習実施のための費用などが発生する。
(行政費用)	登録の審査にあたり、人的構成要件を確認するための費用が発生する。	登録の審査にあたり、条件を充足しているかを確認するための費用が発生する。また、試験制度の運営を国で行う場合には、試験制度構築の費用、試験問題作成の費用及び合否判定のための費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	特段の社会的費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	投資助言・代理業者において、登録時に業務を適切に遂行するに足りる役職員が確保されるため、法令等の遵守が図られ、投資者被害の発生を未然防止が図られる。また、反社会的勢力の参入も未然に防止することができる。	投資助言・代理業者において、法令等の基本的な知識を有する者が事務所に配置されるため、法令等の知識不足による法令違反の発生が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案によって、遵守費用及び行政費用が発生するが、法令等の遵守が図られることによって、投資者被害の発生を未然防止を図り、また、反社会的勢力の参入を未然に防ぐという大きな便益がある。よって、得られる便益によるプラスの効果は新たな費用の発生によるマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 代替案においても、基本的な法令の知識を欠くような者によって投資助言・代理業務が行われることを防止できるという点では、本案と同じ便益を有する。しかしながら、代替案では、本案と異なり、過去に法令遵守意識を著しく欠くような行為を行った不適切な者による参入を拒否できない。さらに、反社会的勢力の参入も未然に防止できない。したがって、代替案は、本案と比較して得られる便益の程度は限定的である。 その上、代替案では、本案と比較して、登録の審査の際に要件を充足しているかを確認するために発生する行政費用は少ないものの、試験制度の運営・実施に係る大きな事務負担が、行政費用及び遵守費用として発生する。したがって、代替案は、本案と比較して過度な負担をもたらす。 これらを総合的に勘案すると、本案の方が適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	証券取引等監視委員会の建議(平成23年2月8日)において、「投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要がある。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		